

本庄市移動等円滑化促進方針

(バリアフリーマスタープラン)

－概要版－



令和6(2024)年3月

本 庄 市

バリアフリーマスタープランの概要

■ バリアフリー、移動等円滑化って!?

「バリアフリー」は、高齢者、障害のある人等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することを意味し、物理的、制度的、意識上の障壁、文化・情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方です。



「移動等円滑化」とは、高齢者、障害のある人等の移動または施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいいます。

■ 移動等円滑化促進方針とは

改正バリアフリー法に基づき策定する移動等円滑化促進方針は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害のある人等が利用する施設が集まった地区(以下、「移動等円滑化促進地区」といいます。)において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものであり、広くバリアフリーについて考え方を共有するとともに、今後、具体的な事業計画の作成に繋げていくことをねらいとしたものです。

なお、改正バリアフリー法においては、市域全体のバリアフリーに関する方針を明確にした上で、当該方針を踏まえた移動等円滑化促進地区を設定することが望ましいとされています。

■ バリアフリーマスタープランの目的と位置づけ

本市ではこれまで、バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例等に基づき、それぞれの道路や施設の整備を進めてきましたが、市としてのバリアフリーの取組の方向性や、行政・住民・事業者等が一体となった具体的なバリアフリー化の進め方について示した方針等はありませんでした。

改正バリアフリー法が施行され、市町村における移動等円滑化促進方針や移動等円滑化基本構想の策定が努力義務となり、本市も旅客施設及び車両、道路、建築物、都市公園、路外駐車場などにおいて、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、面的・一体的にバリアフリーを進めるため、本庄市移動等円滑化促進方針（以下「バリアフリーマスタープラン」といいます。）を定めるものです。

バリアフリーマスタープランの策定にあたっては、高齢者、障害のある人等、学識経験者、福祉関係者、商工関係者、交通事業者、行政関係者など様々な立場の人が参画した「本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会」を組織し、意見交換等を行った上で、バリアフリーマスタープランの策定を進めました。



バリアフリーマスタープランで対象とする「高齢者、障害のある人等」には、高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者）のみならず、妊産婦やけが人等も含まれます。

市域全体のバリアフリーに関する方針

■ 基本理念

バリアフリーマスタープランの基本理念は、「本庄市総合振興計画」に基づき「みんなで育む安心・共生のまちづくり」とし、目標年次までの「実現性」に加え、「継続性」、「発展性」も考慮し、長期的な視点で誰もがより利用しやすい生活環境の整備の実現を目指します。

また、バリアフリーマスタープランを本市におけるバリアフリー施策のけん引役として位置づけるとともに、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」など改正バリアフリー法の理念を受けたソフト対策や障害への理解と啓発をより一層促進し、高齢者、障害のある人等へのさらなる配慮など、多様な人々に配慮したバリアフリー化に取り組みます。

■ 基本方針

市域全域のバリアフリー化における基本理念を実現するため、4つの基本方針を定めます。

基本方針1

**誰もが円滑に移動できる
バリアフリー化された
環境をつくる**

ーアクセシビリティの確保ー

アクセシビリティ(accessibility)とは、文字通り「アクセスできること」という意味です。

高齢者、障害のある人等をはじめ誰もが、自立かつ円滑に移動できる環境を整備するため、多くの人々が利用する公共施設、旅客施設など各拠点のバリアフリー化とともに、拠点同士を結ぶ経路などについてもバリアフリー化を行い、拠点と経路がネットワークとして機能する、面的・一体的なバリアフリー化を推進します。

基本方針2

**利用者の目線でチェックし、
使いやすさ、わかりやすさを
向上させる**

ーユーザビリティの向上ー

ユーザビリティ(usability)とは、「使いやすさ」、「わかりやすさ」の意味であり、利用者の満足度、ということの意味します。

ユーザビリティは、まずアクセシビリティが確保されており、誰もがいろいろな施設等を利用可能な状態であるという前提の上で、どれだけ使いやすいか、わかりやすいかという視点で、さらに向上させることを目指します。

基本方針3

**誰もが必要なときに公平に
情報を得られる環境の整備**

誰もが必要なときに公平に情報を取得できるような環境を整備することが重要です。意思疎通の形態、手段、様式等を自ら選択できるように、適切な情報の提供とそのための環境整備を推進します。

基本方針4

心のバリアフリーの推進

基本理念を実現するためには、高齢者、障害のある人等をはじめ市民、事業者、行政が「障害の社会モデル」について正しく理解した上で、障害のある人や家族への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないようにし、高齢者、障害のある人等の立場に立って、差別や偏見、無理解、無関心などの人々の意識上の障壁除去（心のバリアフリー）の推進について取り組んでいくものとします。

4つの基本方針は、次の3つの取り組み方で進めるものとします。

取り組み方1 多くの人々が参画するバリアフリー化の取組の推進

取り組み方2 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

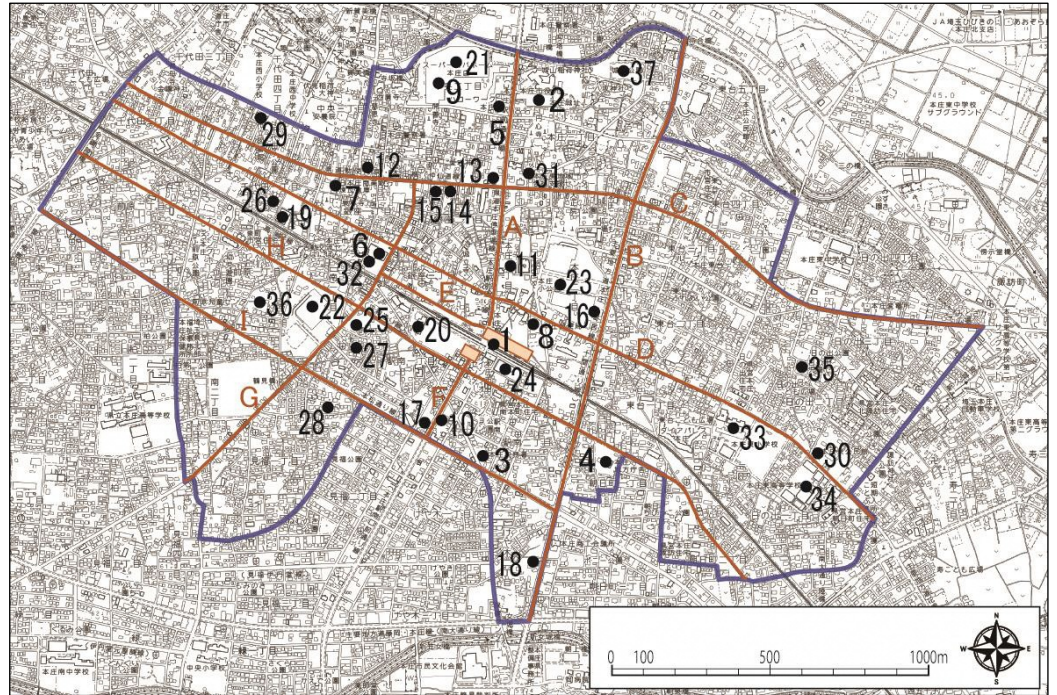
取り組み方3 行政内の連携による組織横断的なバリアフリー化の取組の推進

移動等円滑化促進地区

バリアフリー化に重点的に取り組む「移動等円滑化促進地区」は、通常徒歩で移動が行われる区域で、その区域内には生活関連施設が集積している区域であることから、3つの移動等円滑化促進地区を設定します。

移動等円滑化促進地区においては、高齢者、障害のある人が多く利用する施設に加え、高齢者、障害のある人に限らず不特定多数の利用が見込まれる施設を生活関連施設に位置づけるとともに、生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、主要な道路を生活関連経路として位置づけます。

本庄駅周辺地区



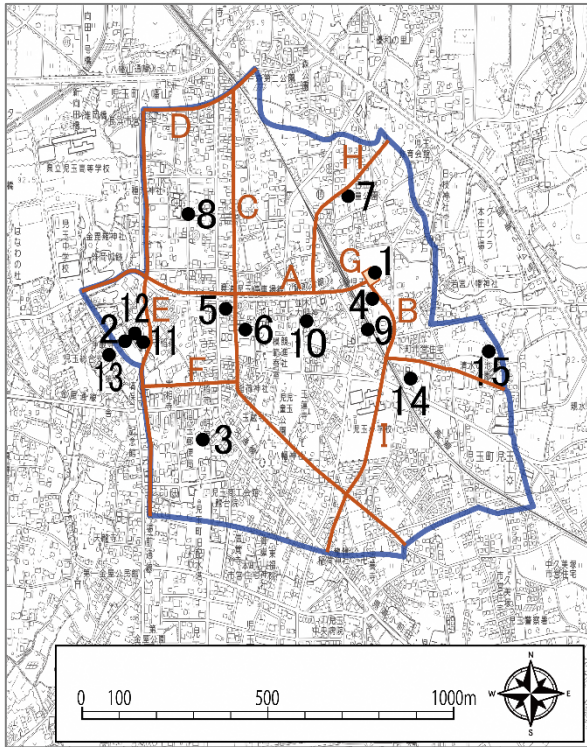
〈生活関連施設〉

区分	施設名	
旅客施設	1 本庄駅	
官公庁	2 本庄市役所	5 ハローワーク本庄
	3 本庄税務署	6 市民活動交流センター(はにぼんプラザ)
	4 埼玉県本庄地方庁舎	7 旧本庄商業銀行煉瓦倉庫
		14 東和銀行本庄支店
金融機関等	8 本庄郵便局	15 足利銀行本庄支店
	9 ピバモール本庄郵便局(ピバモール本庄店内)	16 群馬銀行本庄支店
	10 武蔵野銀行本庄支店	17 しのめ信用金庫本庄支店
	11 埼玉信用組合本庄支店	18 中央労働金庫本庄支店
12 埼玉縣信用金庫本庄支店		
13 埼玉りそな銀行本庄支店		
医療施設	19 医療法人本庄福島病院	20 医療法人社団心志会本庄駅前病院
商業施設	21 ピバモール本庄店	24 埼玉グランドホテル本庄
	22 MEGAFドンキホーテUNY本庄店	25 ホテルルートイン本庄
	23 フォルテ本庄	
子育て支援施設	26 ふくしまキッズ保育園	28 幼保連携型認定こども園梅花保育園
	27 社会福祉法人世光会旭保育園	
教育文化施設	29 本庄市立図書館	30 本庄市本庄東公民館
社会福祉施設	31 本庄東地域包括支援センター安誠園	32 本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会(はにぼんプラザ内)
		33 本庄東小学校(緊、避)
指定緊急避難場所(緊)	2 本庄市役所(緊)	34 本庄東高等学校(緊)
指定避難所(避)	6 市民活動交流センター(はにぼんプラザ)(緊)	35 日の出児童センター(緊)
福祉避難所(福)	29 本庄市立図書館(緊)	36 前原児童センター(緊)
公園	30 本庄市本庄東公民館(緊)	
	37 城下公園	

〈生活関連経路〉

区分	路線名
生活関連経路	A 一般県道本庄停車場線、本庄市道第5375号線(本庄駅前通り線)
	B 主要地方道本庄寄居線(十間通り線)
	C 一般県道勅使河原本庄線(仲仙道線)
	D 本庄市道第216号線、本庄市道第6486号線、本庄市道第6487号線
	E 本庄市道第5374号線
	F 本庄市道第130号線(本庄駅南口駅前通り線)
	G 本庄市道第5386号線
	H 本庄市道第220号線、本庄市道第230号線、本庄市道第231号線(平和通り線)
	I 本庄市道第129号線、本庄市道第124号線
	J 本庄駅北口駅前広場、本庄駅南口駅前広場、自由通路

児玉駅周辺地区



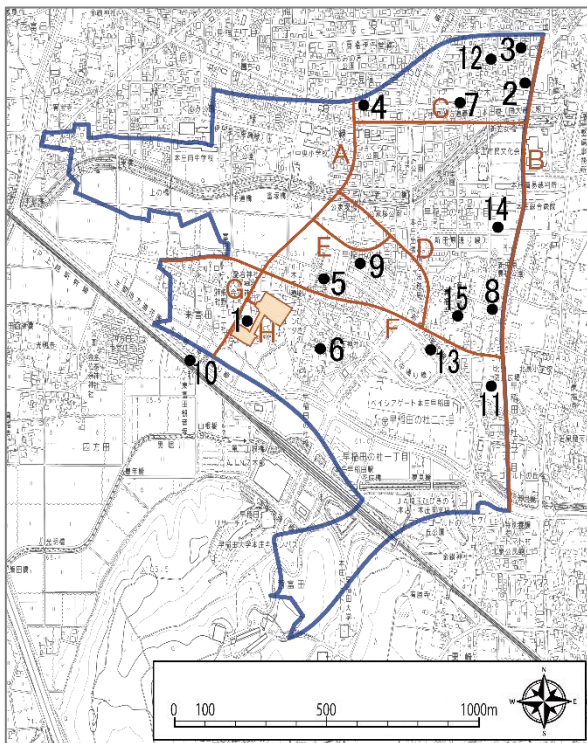
〈生活関連施設〉

区分	施設名
旅客施設	1 児玉駅
官公庁	2 本庄市児玉総合支所(アスパアこだま)
金融機関等	3 児玉郵便局
	4 東和銀行児玉支店
	5 埼玉りそな銀行児玉支店
	6 埼玉信用組合本店
	7 JA埼玉ひびきの児玉支店
医療施設	8 鈴木外科病院
商業施設	—
子育て支援施設	9 幼保連携型認定こども園児玉の森こども園
教育文化施設	10 競進社模範寮
	11 本庄市立瑞保己一記念館(アスパアこだま内)
	12 本庄市児玉公民館(アスパアこだま内)
社会福祉施設	—
指定緊急避難場所(緊)	13 児玉文化財整理室(緊)
指定避難所(避)	14 児玉小学校(緊、避)
福祉避難所(福)	15 山王自治会館(緊)
公園	—

〈生活関連経路〉

区分	路線名
生活関連経路	A 一般県道児玉停車場線 本庄市道第2級1号線(駅前通線)
	B 本庄市道第1級2号線
	C 一般国道462号(中央通線)
	D 主要地方道秩父児玉線(八幡山通線)
	E 本庄市道第1級1号線 一般県道長滞児玉線(役場前通線)
	F 一般国道462号(金屋通線)
	G 児玉駅前広場
	H 本庄市道第5-826号線
	I 本庄市道第1級3号線 本庄市道第1-468号線

本庄早稲田駅周辺地区



〈生活関連施設〉

区分	施設名
旅客施設	1 本庄早稲田駅
官公庁	2 本庄簡易裁判所
金融機関等	3 本庄市保健センター
	4 さいたま地方方法務局本庄出張所
	5 本庄早稲田駅前郵便局 (ベシア本庄早稲田ゲート店内)
医療施設	6 JA埼玉ひびきの本店
商業施設	7 医療法人本庄福島病院本庄総合病院
	8 本庄脳神経外科・脊椎外科
子育て支援施設	9 ベシア本庄早稲田ゲート店
教育文化施設	—
社会福祉施設	10 本庄早稲田の杜ミュージアム
	11 本庄市北泉公民館
	12 本庄市民文化会館
指定緊急避難場所(緊)	13 社会福祉法人有和トマ村
指定避難所(避)	3 本庄市保健センター(緊)
福祉避難所(福)	11 本庄市北泉公民館(緊)
	12 本庄市民文化会館(緊)
	13 社会福祉法人有和トマ村(福)
公園	14 北泉小学校(緊、避)
	15 マリーゴールドの丘公園

〈生活関連経路〉

区分	路線名
生活関連経路	A 本庄市道第130号線 本庄市道第8601号線(中央通り線)
	B 主要地方道本庄寄居線(十間通り線)
	C 本庄市道第8638号線 本庄市道8269号線(新田原通り線)
	D 本庄市道第8603号線(新都心環状線)
	E 本庄市道第8667号線(中通り線)
	F 主要地方道花園本庄線(東西通り線)
	G 本庄市道第8604号線(新駅北口駅前線)
	H 本庄早稲田駅北口駅前広場 本庄早稲田駅南口駅前広場 自由通路



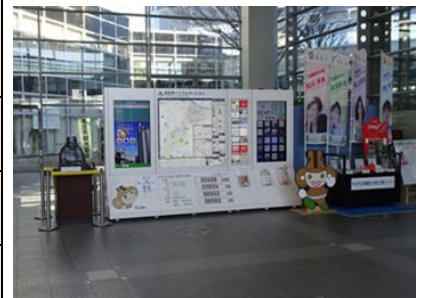
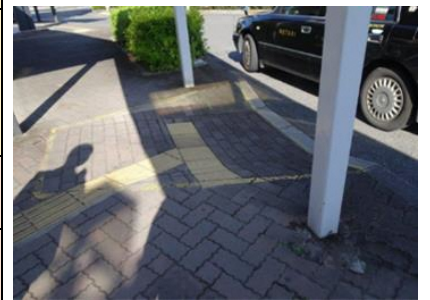
移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の方針

高齢者、障害のある人等をはじめ誰もが「利用しやすい施設」「移動しやすい環境」の整備に向けて、まち歩きや関係団体ヒアリングでの意見を踏まえ、バリアフリー化の促進に向けてのアクセシビリティの確保及びユーザビリティの向上などの取組を整理しました。

これらの取組内容については、バリアフリーの進捗状況をチェックし、必要に応じてその内容の追加・見直しを行います。

■バリアフリー化の促進に向けた取組

施設等の分類	バリアフリー化の方針
公共交通(本庄駅や駅前広場、バス停など)	○駅構内、自由通路などによる、よりわかりやすい案内方法と、改札口付近だけではなく複数箇所での情報提供について検討します。
	○エレベーター乗降口へ誘導する視覚障害者誘導用ブロック、階段段鼻部の視認性、階段部の視覚障害者誘導用ブロックの2列化、手すりの安全性などについて基準等に基づき改修します。
	○テラス本庄(南口複合施設)において、視覚障害者の誘導方針及び案内者不在時の対応等を検討します。
	○本庄駅駅前広場における歩道の凹凸、車止めの配置・高さ等の改善を検討します。
	○本庄駅南口駅前広場のバス乗降場所において、バスが正着できる構造となるようバス事業者及びタクシー事業者の意見を聴きながら検討します。
	○本庄駅駅前広場のタクシー乗り場において、急勾配のスロープの改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。
	○北口公衆トイレの案内表示、北口広場における障害者車両乗降場の案内表示について改善を検討します。
	○エスカレーターの利用にあたっては、「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」(令和3年県条例第12号)を遵守し、立ち止まってのエスカレーター利用の周知を図るよう事業者へ要請します。
公共施設(市役所など)	○市役所全体における高齢者、障害のある人等の案内の方針を検討のうえ、案内表示、周知方法等を具体化します。
	○市庁舎正面の広場を将来的に活用して、利用者動線、駐車場配置等を含む空間再配置の検討を行います。
	○本庄駅前通り線の歩道部から市庁舎に至る歩行者動線や、市役所内駐車場から市庁舎に至る歩行者動線において、視覚障害者誘導用ブロックを適正に配置します。
	○市役所敷地入口から市庁舎に至るスロープにおいて、幅や屈曲部の安全確保など可能なものから改善します。
	○障害者用駐車場の位置、数、区画の広さ及び駐車場のユーザビリティ等について改善を検討します。
	○国や県の動きを受け、パーキングパーミット制度(思いやり駐車場の整備)の取組を推進します。
建築物	○建築物は、「公共施設(市役所など)」に準じ、バリアフリー化に関する基準等に基づき施設管理者へ整備や改善をお願いする。



施設等の分類	バリアフリー化の方針
道路（歩道、交差点など）	<p>○歩道の段差、勾配、路面の凹凸等のある箇所については、今後の道路改良事業等も踏まえ、歩道の平坦性の確保を検討します。</p> <p>○交差点部において、視覚障害者誘導用ブロック、車止め等の配置が不適切な箇所は検討のうえ改善します。</p> <p>○交差点部において、歩行者滞留スペース（平坦性、広さ等）が確保されていない場合は、今後の道路改良事業等も踏まえ改善を検討します。</p> <p>○交差点部におけるエスコートゾーンの導入、音響信号機の整備について検討します。</p> <p>○自転車の歩道走行によって高齢者、障害のある人等が危険にならないよう自転車走行ルールやマナーの周知を行います。</p> <p>○公共の場所への自転車の放置によって高齢者、障害のある人等が危険にならないよう自転車の放置防止のルールやマナーの周知を行います。</p> <p>○障害のある人と介助者が安全に通行できる歩道の幅を確保できる歩道の整備を推進します。</p> <p>○踏切部における歩道の整備を検討します。</p> <p>○バス停留所における縁石の開口部とバス乗車口・降車口の位置が合っていない場合について、今後の改善を検討します。</p>
公園（公園、緑地など）	○バリアフリー化に関する基準等に基づき整備、改善を行います。
心のバリアフリー	<p>○「障害の社会モデル」など障害への正しい理解や合理的配慮への考え方を浸透させるため、庁内関係部署と連携し、以下の取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市が行う講演会、イベント、研修等を通して、「障害の社会モデル」の周知・啓発を行うとともに「見えにくい障害」に対する理解や配慮が必要な人に関する理解を促進します。 ●コミュニケーション支援ボードや支援アプリ、各障害を対象としたマーク、高齢運転者標識及びマタニティマーク等の普及を通じ、障害のある人、高齢者、妊婦、子ども連れの人、外国人や性的マイノリティの人などの抱える困難やニーズの把握、啓発を促進します。 <p>○障害のある人や高齢者等と共に活動すること等を通じ、共感を促し、実際の行動につなげるための体験・学習による幅広い教育活動の推進や啓発機会の創出として、庁内関係部署と連携し、以下の取組を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人や高齢者等と市民、事業者あるいは市職員との触れ合いの場・機会を設け、気づきやバリアフリーの意識づくりを推進します。 ●児童生徒と障害のある人、高齢者と幼児等が触れ合い交流する機会の創出、車いす、アイマスクなどを用いた体験学習などを通じ、心のバリアフリーに関する教育活動を推進します。 ●本庄市手話言語条例に示される「手話は言語である」との認識に基づき、手話による意思疎通の尊重や円滑な意思疎通の環境の構築を目指し、市職員や市民に対して手話講座を実施するなど理解及び普及に努めます。 ●市職員等関係者に対し、障害者差別解消法等の理解のための研修等を実施します。 <p>○国や県の動きを受け、パーキングパーミット制度（思いやり駐車場の周知・啓発）の取組を推進します。</p>



移動等円滑化促進地区での届出制度と継続的な取組

■ 行為に関する届出

バリアフリー法において、移動等円滑化促進地区では、旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について、移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのある行為をしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する30日前までに市町村に届け出ることとされています。

市は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請することができます。

この制度により、市は改修内容を変更する等の要請を行うことが可能となり、施設間の移動の連続性を確保することができます。

届出対象となる行為（バリアフリー法施行令第27条）

届出施設	届出対象となる行為
生活関連旅客施設 （生活関連施設である旅客施設）	当該旅客施設と下記との間の経路又は出入口の新設又は構造若しくは配置の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・他の生活関連旅客施設 ・生活関連経路である道路法による道路 ・生活関連経路である通路等（上記道路を除く）
道路 （生活関連経路である道路法による道路）	下記に接する道路の新設、改築又は修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連旅客施設の出入口 ・生活関連旅客施設に接する生活関連経路である通路等（道路以外）

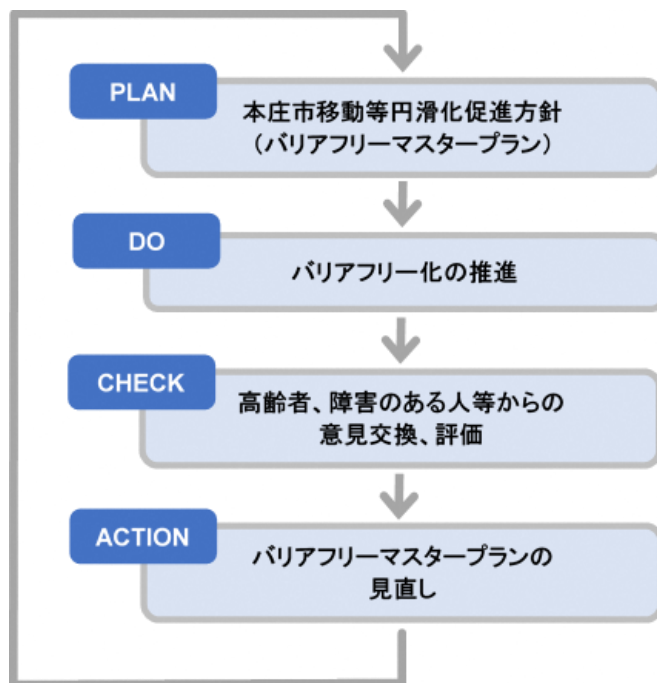
■ 移動等円滑化促進方針の評価及び継続的な取組に向けて

バリアフリー法では、概ね5年ごとに移動等円滑化促進方針に基づく整備等の実施状況について、調査・分析・評価を行うよう努めることとされています。

本市では、高齢者、障害のある人等の当事者や関係する事業者等と意見交換を実施し、相互理解の促進を図り、バリアフリーマスタープランの評価を行うとともに必要に応じて見直しを行っています。



本庄市マスコット「はにぼん」



本庄市移動等円滑化促進方針(バリアフリーマスタープラン)概要版

発行年月 令和6年3月
 編集・発行 本庄市都市整備部道路管理課
 住所 〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号



本庄市ホームページ